

# 一般社団法人日本気象予報士会広島県支部規約

2010年4月24日制定施行

2011年4月23日一部改正

2022年4月23日一部改正

## (支部の名称)

第1条 本支部は、一般社団法人日本気象予報士会（以下、「日本気象予報士会」という。）  
広島県支部と称する。

## (目的)

第2条 日本気象予報士会広島県支部（以下、「支部」という。）は、気象に関する調査研  
究をするとともに、支部員相互の交流を図り、気象予報士の技術研鑽に努めることを目  
的とする。

## (支部員)

第3条 支部員とは、日本気象予報士会会員で、所属する支部として広島県支部を選択し、  
日本気象予報士会に届け出た者をいう。

## (支部役員)

第4条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 支部を代表し、会務を処理する。
- (2) 副支部長 支部長を補佐し、会務を処理する。
- (3) 会計 支部の会計を行う。
- (4) 幹事 支部のホームページ並びにメーリングリスト管理、企画、渉外等の職務を担当す  
る。

## (役員を選出)

第5条 役員は次の方法により選出する。

- (1) 支部長 支部員の互選により1名選出し、日本気象予報士会会長に報告し、会長の任命  
をもって支部長とする。
- (2) 副支部長 支部員の互選により2名以内を選出し、日本気象予報士会会長に報告し、会  
長の任命をもって副支部長とする。
- (3) 会計 支部員の互選により1名選出する。
- (4) 幹事 支部員の互選により数名を選出する。他の役員との兼任はこれを妨げない。

## (役員任期)

第6条 役員任期は原則として2年とする。役員再任は、これを妨げない。

- 2 支部長に事故があるときは、副支部長がその職務を代理する。
- 3 役員に欠員が生じたときは、補欠者を選任する。ただし、この場合の任期は、前任者の  
在任期間とする。

4 前項の規約にかかわらず、支部長が会務執行上支障がないと認めるときは、改選期までこれを行わないことができる。

(支部の事業)

第7条 事業は次のとおりとする。

- (1) 支部員の技術研鑽のための講演会、勉強会の開催
- (2) 気象に関する調査、研究
- (3) 一般に向けた気象分野の啓蒙活動
- (4) その他、支部の目的達成に必要な事業

(会議)

第8条 支部の事業を遂行するために、原則として年1回定期支部総会を、必要に応じ臨時支部総会を開催する。以下、両者を合わせて支部総会と記す。

- 2 支部総会に欠席する場合、委任状または議決権行使書（電磁的方法可）を提出することができる。
- 3 支部総会の成立要件は、支部員の出席数（委任状または議決権行使書を含む）が、支部員数の4分の1に達することとする。
- 4 支部総会の議決は、支部員出席者（委任状または議決権行使書を含む）の過半数の同意による。

(支部経費)

第9条 支部の経費は、日本気象予報士会からの補助金並びに事業収入、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(支部細則)

第11条 各条文の運用については、必要に応じて細則を定めることができる。

(規約の変更または廃止)

第12条 この規約の変更または廃止は、支部総会または臨時支部総会での議決を要する。

附 則

この規約は2010年4月1日より施行する。

附 則

この規約は2011年4月23日より施行する。

附 則

この規約は2022年4月23日より施行する。